

電力広域的運営推進機関からの指導文書の受領について

当社は、本日、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」）から「電気事業法第28条の40第1項第6号の規定に基づく電気供給事業者に対する指導について」を受領しました。

当社が事業実施主体である「東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画」における佐久間東幹線（山線）他増強工事について、昨年6月に当初計画である実施案からの工事費増額を広域機関へ報告して以降、この事象に対する同機関の検証を受けてきました。

当該検証結果のとりまとめに基づき、今般、当社は以下の指導を受けました。

（広域機関からの指導概要）

1. 今般の事象に対する原因分析及び再発防止策の検討等
 - 今般の事象について、改めて原因を分析し、その結果を踏まえ、後記2.の内容を含む再発防止の検討及び改善の取組みを行い、報告すること。
 - なお、再発防止の検討に当たっては、経営層が十分に関与するとともに、今後のプロジェクト管理における経営層の責任体制を明らかにすること。
2. 当社に対して改善を求める主な事項
 - （1）プロジェクト管理体制について
 - （2）実施案（概略設計）等の設計精度について
 - （3）予報発注や調達等でのコスト抑制について
 - （4）その他（上記のほか、検証とりまとめを踏まえ、当社として改善すべき事項）

当社は今回の指導を真摯に受け止め、上記指摘を受けた事項について検討し、改善に取り組んでいきます。

以 上